

平成20年10月10日

関係者様各位

大和生命保険株式会社
代表取締役社長 中 園 武 雄

お 詫 び

拝啓

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

大和生命保険株式会社（以下、「当社」といいます。）は、本日午前8時半に東京地方裁判所民事第8部に、会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下、「更生特例法」といいます。）に基づく更生手続開始の申立て（以下、「本申立」といいます。）を行い、受理されました。かかる事態を迎えることに至りましたことにつきまして、これまでご支援ご協力いただきました関係者の皆様に対しましては誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

当社の本業である生命保険事業は好調であり、平成18年5月に策定した中期経営計画に掲げた販売チャネルの複合化等の営業基盤の強化等の経営努力が実り、平成19年度の保険料等収入は10年ぶりに対前年比増加となるなど、順調に業績を伸ばしてまいりました。

しかしながら、昨今の世界規模の急速な信用収縮により当社が資産運用事業のために保有していた有価証券について想定外の急速かつ深刻な価値の下落が進み、想定外の資産劣化をひき起こしました。そのため私を含めた経営陣は必死の努力を行い資産価値の保全に努めましたが、残念ながら本日、本申立を行うに至りました。

当社としては、保険契約者の利益を保護することが最も重要かつ重大な使命であるとの認識の下、一刻も早く再建の途を模索することが最良の策と考えました。

今後、役員社員が一丸となって、関係者の皆様のご協力と、管財人及び東京地方裁判所の監督の下、通常通り業務を行い、会社再建に邁進することで、皆様にお掛けするご迷惑を最小限度にとどめる所存でございます。関係者の皆様に対しては、重ね重ね深くお詫び申し上げますとともに、何卒、ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます次第です。

敬具